

(独)労働者健康福祉機構

組織・業務全般の見直し当初案

現中期目標期間における業務の効率化等の取組状況

1 事務・事業の廃止

- ・ 海外勤務健康管理センター (平成21年度廃止)
- ・ 労災リハビリテーション工学センター (平成21年度廃止)
- ・ 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業 (平成22年度廃止)
- ・ 自発的健康診断受診支援助成金事業 (平成22年度廃止)
- ・ 労災リハビリテーション作業所の順次廃止 (平成27年度中に全作業所廃止)

※ 6 作業所 (平成21年度) → 3 作業所 (平成24年度末)

2 事業運営の効率化

- ・ 産業保健推進センターの集約化 (平成22年度末～24年度末)
- ・ 本部の効率化による人件費等の削減 (平成21年4月1日：117人→平成24年度末：111人)
- ・ 国立病院機構との共同購入 (医薬品、医療機器) (平成24年度より実施)

※ 3 2センターを統廃合し、業務の縮減、管理部門の集約化・効率化を実施

※ 経費の削減、事務手続きの効率化を実施

3 経営改善

- ・ 上位施設基準の取得、医療連携及び救急体制の強化による患者確保
- ・ 給与カーブのフラット化、後発医薬品の採用拡大
→平成22年度に単年度黒字へ転換。

I 事務・事業の見直し

1 労働者健康福祉機構の政策的機能の充実・強化

「すべての労働者が安心して働ける社会の実現」のため、①事業場における疾病予防を含めた労働者の健康確保への支援（産業保健・予防医療）、②疾病への適切な治療の提供（労災医療）、③円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援（職場復帰支援・両立支援）の各分野において、適切なサービスが提供可能な体制を構築し、労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰を一貫して実施する。

併せて、労災病院においては、各病院の特性を活かしつつ、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な医療サービスを提供することにより、地域医療に貢献していく。

2 産業保健三事業一元化による産業保健支援の充実・強化

産業保健三事業（産業保健推進センター事業、地域産業保健事業、メンタルヘルス対策支援事業）を一元化することにより、三事業を有機的に連動させ、事業場の産業保健活動への支援を効率的・効果的に行う。

3 両立支援・職場復帰支援／労働者の健康支援に係る研究の取組

産業保健支援の枠組みと相まって医療を提供する労災病院グループの特徴を活かし、がんや脳卒中等の患者に対して、労災疾病研究で得た知見を活用して、職場復帰や治療と就労の両立支援に向けた取組を行う。

また、就労年齢の延長に伴い、基礎疾患を有する労働者が増加するなかで、作業と関連した疾患増悪リスク、就労を視野においた支援や治療方針の選択等について、事業場と病院でデータを収集し、解析する。

4 労災疾病等に係る研究開発の推進

現在の13分野研究について見直しを行うとともに、研究支援体制の整備（研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等）、病職歴データベースの整備・活用等により、研究開発の推進を図る。

5 優秀な人材の確保、育成

質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成について充実・強化を図る（大学への働きかけ、公募医師の活用、医療機器等の整備、研究体制の整備、看護師の養成、労務・福利の整備等）。

6 燕労災病院（新潟県燕市）の再編

「県央基幹病院基本構想策定委員会」（「救命救急センター及び併設病院等のあり方検討会議及び第11回知事・市町村長・医療合同会議」の結論を受け設置）における検討状況を踏まえつつ、燕労災病院の再編について検討を行う。

「救命救急センター及び併設病院等のあり方検討会議及び第11回知事・市町村長・医療合同会議」（平成25年2月4日）における結論

- 救命救急センターを併設した県央基幹病院の整備に向け、燕労災病院と厚生連三条総合病院を統合再編すること
- 県央基幹病院の整備・運営形態は、「公設民営」とすること

7 労災リハビリテーション作業所の完全廃止

在所者の退所先の確保を図りつつ、施設（平成24年度末：3施設）の廃止に取り組み、平成27年度末までに全施設を廃止する。

Ⅱ 業務運営の効率化・財務内容の改善についての見直し

1 厚生年金基金の見直し等

繰越欠損金の解消を図るため、厚生年金基金制度の見直しに関する法改正を踏まえ、国への代行返上及び新たな企業年金制度への移行を速やかに実現するとともに、更なる収入確保・支出削減対策に取り組む。

2 本部事務所の移転

本部事務所の移転を図り、経費の削減を行う。

3 個別病院単位での財務諸表の作成

個別病院毎の財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、個別病院単位で財務諸表を作成し、ガバナンス機能の向上を図る。

4 国立病院機構との連携の推進

両法人間の連携（医薬品や医療機器等の共同購入、治験の共同実施等）をより推進し、業務運営の効率化・財務内容の改善を図る。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表（案）

法人名		独立行政法人労働者健康福祉機構			府省名	厚生労働省	
沿革		昭和32年7月 労働福祉事業団 設立 平成16年4月 独立行政法人労働者健康福祉機構 発足					
中期目標期間		平成21年4月～平成26年3月					
役員数及び職員数 (平成25年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		7人（2人）	6人（1人）	1人（1人）	15,609人		3,617人
年 度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	—	—	—	—	—	—
	特別会計	32,418	31,019	30,979	33,741	28,556	未確定
	計	32,418	31,019	30,979	33,741	28,556	未確定
	うち運営費交付金	10,694	9,477	9,049	8,230	7,144	未確定
	うち施設整備費等補助金	2,747	1,187	2,457	2,662	2,661	未確定
	うちその他の補助金等	18,977	20,355	19,473	22,849	18,751	未確定
	うち政府出資金	—	—	—	—	—	—
支出予算額の推移 (単位:百万円)		307,828	315,828	322,447	336,627	329,658	—
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位:百万円)		▲38,400	▲37,100	▲38,300	▲38,000		
発生要因		① 独立行政法人移行に伴う資産の再減価償却の減価償却 △約140億円 ② 廃止労災病院の累積損失額 △約71億円 ③ サプライムローン等の影響による厚生年金資産の減少に伴う退職給付費用の増 △約215億円 (20年度△36億円、21年度△49億円、22年度△35億円、23年度△42億円、24年度△53億円)					
見直し内容		繰越欠損金の解消を図るため、厚生年金基金制度の見直しに関する法改正を踏まえ、国への代行返上及び新たな企業年金制度への移行を速やかに実現するとともに、更なる収入確保・支出削減対策に取り組む。					
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)		548	509	654	442		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)		41,978	30,469	30,947	24,688	(見込み) —	(見込み) —

見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	現在、検証中
<p style="text-align: center;">中期目標の達成状況 （業務運営の効率化に関する事項等）（平成 24 年度実績）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の効率化については、中期目標期間中は、毎年度評価は「A」であった。 ・機構の組織運営体制の見直しについては、機構本部に設置している経営改善推進会議や個別病院協議等による本部の経営指導・支援体制の強化に取り組むとともに、医師不足への対応や医療機器の共同購入等を進めた。また、各労災病院が計画した経営目標の進捗状況についても、本部が適宜フォローアップ等を行い、理事長自らが個別に病院長と協議するなど、業務運営の効率化に向けて、本部のガバナンスを発揮し、着実に成果をあげている。 ・一般管理費（退職手当を除く。）及び事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）の削減については、平成 20 年度を起点として、一般管理費については毎年度 3 %程度削減し、5 年間で 15% を、事業費については毎年度 2 %程度を削減し、5 年間で 10%に相当する額をそれぞれ削減することが目標となっているが、人件費の削減、随意契約の見直し等による調達コストの削減、「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく、産業保健推進センターの段階的集約化等に取り組んだ結果、平成 24 年度においては、平成 20 年度に比べ、一般管理費は 12.1%削減、事業費は 42.5%削減するなど、効率化が図られ、着実に取組が進んでいる。 ・また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの総支出に占める運営費交付金の割合は、診療収入の増等による自己収入の確保に努めつつ、事業費等の削減に取り組んだ結果、平成 20 年度の水準を維持し、中期計画に沿った着実な成果を上げた。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省		
事務及び事業名	労災病院の運営					
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国に 30 の労災病院を有し、労災病院ネットワークを形成。 ・ 労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供。 ・ 労災病院の運営、施設整備は、全て自前収入（医業収入）により賄われ、交付金、補助金は交付されていない。 <p style="text-align: center;">※ 平成 16 年 3 月の「労災病院の再編計画」により、労災病院機能の再編強化を図り、再編の対象外となる労災病院を廃止又は統合。（5 病院を廃止、4 病院を 2 病院に統合）</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度 (要求)
	支出予算額	268,548	275,527	285,690	286,553	未確定
	国からの財政支出額	—	—	—	—	未確定
事務及び事業に係る職員数 (毎年1月1日現在。ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	13,453 人	13,859 人	14,140 人	14,981 人	未確定
	非常勤	2,998 人	3,169 人	3,215 人	3,342 人	未確定
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燕労災病院（新潟県燕市）の再編 「県央基幹病院基本構想策定委員会」（「救命救急センター及び併設病院等のあり方検討会議及び第 11 回知事・市町村長・医療合同会議」の結論を受け設置）における検討状況を踏まえつつ、燕労災病院の再編について検討を行う。 					
上記措置を講ずる理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟県央医療圏の病院再編に貢献するため。 <p>なお、「救命救急センター及び併設病院等のあり方検討会議及び第 11 回知事・市町村長・医療合同会議」（平成 25 年 2 月 4 日）において、以下の結論が取りまとめられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救命救急センターを併設した県央基幹病院の整備に向け、燕労災病院と厚生連三条総合病院を統合再編すること ・ 県央基幹病院の整備・運営形態は、「公設民営」とすること 					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の検討過程において検証 					

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省		
事務及び事業名	労災疾病研究（労災疾病研究センターの運営等）					
事務及び事業の概要	<p>・ 従来から発生している職業由来の労災疾病（じん肺、振動病等）や、産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病（アスベスト、メンタルヘルス等）の13分野について、高度・専門的医療、モデル医療・モデル予防法の研究・開発を行い、その普及を行う（13センター）。</p> <p>・ 労災病院グループのネットワークを通じて、労災疾病等の臨床データ、「職歴調査票」による職歴と疾病に関するデータ等の収集を行い、これらを活用した研究を行っている。</p>					
事務及び事業に係る予算額 （単位：百万円）		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度（要求）
	支出予算額	762	612	619	618	未確定
	国からの財政支出額	762	612	619	618	未確定
事務及び事業に係る職員数 （各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在）	常勤（注）	0人	0人	0人	0人	未確定
	非常勤（注）	0人	0人	0人	0人	未確定
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	<p>・ 労災疾病等に係る研究開発の推進 現在の13分野研究について見直しを行うとともに、研究支援体制の整備（研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等）、病職歴データベースの整備・活用等により、研究開発の推進を図る。</p>					
上記措置を講ずる理由	<p>・ 現在の13分野研究について、現在の政策課題等を的確に反映させるため、必要な見直しを行う。</p> <p>・ また、研究データの収集等を行う補助者を確保し、研究を行う医師の負担を軽減することにより、研究開発の推進を図る。</p>					
行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）	<p>・ 現在、検証中</p>					

（注） 労災疾病研究（労災疾病研究センターの運営等）に係る全職員（常勤・非常勤）は、労災病院の運営との兼務である。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省		
事務及び事業名	予防医療等事業〔過労死予防等の推進（勤労者予防医療センターの運営）〕					
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業環境等の変化に伴い増加が懸念されている過重労働による健康障害や勤労者のメンタルヘルス不調の予防対策を推進するため、勤労者予防医療センター（9箇所）を設置。 ・ 作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止に関する労働者に対する健康相談及び指導、作業態様と疾病の発症との因果関係及び当該疾病の増悪の防止に関する情報の収集並びに予防医療に関する効果的な指導方法等の調査研究等を実施。 					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
	支出予算額	902	896	882	785	未確定
	国からの財政支出額	832	823	813	719	未確定
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	54人	54人	54人	54人	未確定
	非常勤	8人	9人	9人	12人	未確定
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両立支援・職場復帰支援／労働者の健康支援に係る研究の取組 産業保健支援の枠組みと相まって医療を提供する労災病院グループの特徴を活かし、がんや脳卒中等の患者に対して、労災疾病研究で得た知見を活用して、職場復帰や治療と就労の両立支援に向けた取組を行う。 また、就労年齢の延長に伴い、基礎疾患を有する労働者が増加するなかで、作業と関連した疾患増悪リスク、就労を視野においた支援や治療方針の選択等について、事業場と病院でデータを収集し、解析する。 					
上記措置を講ずる理由	<p>人口・疾病構成や産業構造、就業構造が変化する中で労働者が健康を管理しつつ就労を継続することの重要性が高まっており、従来から行っていた過労死予防対策等の予防医療だけでなく、労働者の早期職場復帰や治療と就労の両立支援を行うことが政策医療の観点からも重要となってきている。</p>					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、検証中 					

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構			府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	予防医療等事業〔産業保健関係者に対する研修・相談及び産業保健に関する情報の提供（産業保健推進センターの運営）〕					
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者 50 人以上の事業者には、労働安全衛生法により、産業医による産業保健活動が義務づけられている。 ・このため、地域の医師会等関係団体と連携し、産業医、産業保健スタッフ等がその職務を履行する上で必要な専門的かつ実践的な知識を付与する研修等を行っている。 <li style="padding-left: 20px;">※ 平成 24 年度末までに 32 か所の集約化を実施済み（平成 24 年度末：15 か所） ・小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給等を実施。（平成 24 年度末で終了） 					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度 (要求)
	支出予算額	3,074	2,854	2,602	1,858	未確定
	国からの財政支出額	3,061	2,841	2,592	1,852	未確定
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	150 人	136 人	115 人	91 人	未確定
	非常勤	103 人	104 人	116 人	130 人	未確定
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業保健三事業一元化による産業保健支援の充実・強化 産業保健三事業【産業保健推進センター事業（事業主体：労働者健康福祉機構）、地域産業保健事業（事業主体：国（委託）、メンタルヘルス対策支援事業（事業主体：国（委託））を一元化することにより、三事業を有機的に連動させ、事業場の産業保健活動への支援を効果的・効率的に行う。 					
上記措置を講ずる理由	<p>○ 「産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会報告書」（平成 25 年 6 月）において、以下のとおり提言された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業保健推進センター事業、地域産業保健事業及びメンタルヘルス対策支援事業を一元化し、心とからだの一元的相談などを、ワンストップサービスとして支援を提供すべきであること ・ 一元化後の事業は独立行政法人労働者健康福祉機構が実施主体となり、医師会が専門性を生かして積極的に関与して事業を実施する体制とするべきであること ・ 事業の管理部門について効率化しつつ、各都道府県に事業実施の拠点を設置して、必要な人員・機能を確保すべきであること 					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、検証中 					

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構			府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	被災労働者の社会復帰支援事業等（医療リハビリテーションセンターの運営）					
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働災害等による四肢、脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った勤労者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター（1箇所）を設置。 ・ 病気やけがの機能障害レベル、生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成するなどにより、言語聴覚士（ST）、医療ソーシャルワーカー（MSW）など専門のリハビリテーションスタッフが対応。また、生活支援機器等の開発も実施している。 ・ 隣接する職業リハビリテーションセンター（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営）との連携のもとに、職場・自宅復帰を図る。 					
事務及び事業に係る予算額 （単位：百万円）		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度（要求）
	支出予算額	1,889	1,831	1,860	1,780	未確定
	国からの財政支出額	54	33	149	97	未確定
事務及び事業に係る職員数 <small>（各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在）</small>	常勤	116人	116人	116人	116人	未確定
	非常勤	33人	34人	33人	34人	未確定
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四肢、脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供し、更に地域との連携を密にして、今後においても、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者を（80%以上）確保する。（具体的数値は検討中） 					
上記措置を講ずる理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四肢、脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対する職業・社会復帰を支援する。 					
行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、検証中 					

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構			府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	被災労働者の社会復帰支援事業等（総合せき損センターの運営）					
事務及び事業の概要	<p>・労働災害等による外傷により脊椎、脊髄に重度の障害を被った勤労者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター（1箇所）を設置。</p> <p>・麻痺を克服し、生活自立を目指すため、治療からリハビリテーション、さらに重度障害者の支援機器等の開発を行うなど総合的な脊髄損傷の専門施設。</p>					
事務及び事業に係る予算額 （単位：百万円）		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度（要求）
	支出予算額	2,754	4,607	5,124	5,350	未確定
	国からの財政支出額	220	1,991	2,470	2,660	未確定
事務及び事業に係る職員数 <small>（各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在）</small>	常勤	133人	133人	133人	141人	未確定
	非常勤	40人	34人	34人	36人	未確定
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	<p>・外傷による脊椎、脊髄障害患者に係る高度・専門的な医療を提供し、更に地域との連携を密にして、今後においても、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者を（80%以上）確保する。（具体的数値は検討中）</p>					
上記措置を講ずる理由	<p>・外傷による脊椎、脊髄障害患者に対する職業・社会復帰を支援する。</p>					
行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）	<p>・現在、検証中</p>					

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構			府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	被災労働者の社会復帰支援事業等（労災リハビリテーション作業所の運営）					
事務及び事業の概要	<p>・労働災害により外傷性せき髄損傷の障害を受けた者や両下肢に重度の障害を受けた者で、自立更生しようとしている者を宿舎に受け入れ、健康管理や生活指導を行い各種の勤労作業に従事させて、その自立更生を支援するため、労災リハビリテーション作業所を設置。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
	支出予算額	592	555	459	356	未確定
	国からの財政支出額	523	503	418	340	未確定
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	29人	28人	24人	18人	未確定
	非常勤	28人	22人	13人	14人	未確定
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>・労災リハビリテーション作業所の完全廃止 在所者の退所先の確保を図りつつ、施設（平成24年度末：3施設）の廃止に取り組み、平成27年度末までに全施設を廃止する。</p>					
上記措置を講ずる理由	<p>① 独立行政法人労働者健康福祉機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性 （平成19年12月21日付け政委第29号）（抄）</p> <p>6 労災リハビリテーション作業所業務の廃止 労災リハビリテーション作業所は、労働災害により、外傷性せき髄損傷等の障害を被った労働者を社会復帰させるための施設であるが、新規入所者数の減少、在所者の長期滞留化・高齢化が進んでおり、社会復帰までの通過型施設としての機能の発揮が困難になっていることから、在所者の退所先の確保を図りつつ、縮小廃止するものとする。</p> <p>② 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）（抄） ○ 労災リハビリテーション作業所は、在所者の退所先の確保を図りつつ、縮小廃止する。</p> <p>③ 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）（抄） ○ 労災リハビリテーション作業所は、現入居者の退所先を確保しつつ順次廃止する。（23年度から実施）</p>					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	<p>・労災リハビリテーション作業所の完全廃止による支出予算額の削減</p>					

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省		
事務及び事業名	被災労働者の社会復帰支援事業等（納骨堂の運営）					
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働災害により殉職された方々を慰霊するため建立されたもの（1ヶ所）でその運営を行う。 ・ 開堂以来、毎年秋に各都道府県の遺族代表をはじめ政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰霊式を実施。 					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
	支出予算額	306	203	74	48	未確定
	国からの財政支出額	292	187	58	36	未確定
事務及び事業に係る職員数 (毎年1月1日現在。ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	2人	2人	2人	2人	未確定
	非常勤	0人	0人	0人	0人	未確定
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺族等に対する満足度調査の結果を踏まえつつ、納骨堂の運営、産業殉職者合祀慰霊式の開催について改善を行う。 					
上記措置を講ずる理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、利用者の満足度の向上を図る。 					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、検証中 					

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構				府省名	厚生労働省
事務及び事業名	未払賃金立替払事業					
事務及び事業の概要	<p>・「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づき、労働基準監督署や破産管財人等によって確認・証明された未払賃金の立替払請求について、支払事務を行うとともに、立替払により代位取得した賃金債権の求償事務を行っている。</p> <p>・立替払の原資は、国からの補助金の形で交付され、その全額が立替払に充てられている。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
	支出予算額	26,720	27,369	32,715	26,243	未確定
	国からの財政支出額	20,370	19,450	22,815	18,701	未確定
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	15人	15人	14人	14人	未確定
	非常勤	0人	10人	10人	10人	未確定
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>① 立替払の迅速化 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、請求書の受付日から支払日までの期間について、今後においても、迅速な支払に努める。</p> <p>② 立替払金の求償 代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、今後においても、破産財団からの配当等について確実な回収を行う。</p>					
上記措置を講ずる理由	<p>・未払賃金の立替払制度は、企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットであり、迅速な支払が必要である。</p> <p>・また、立替払金の確実な回収により、国からの財政支出額（未払賃金立替払事業費補助金）を抑制する。</p>					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	<p>・立替払金の確実な回収により、国からの財政支出額（未払賃金立替払事業費補助金）を抑制</p>					

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構	府省名	厚生労働省
見直し項目	組織体制の整備		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	労働者健康福祉機構の政策的機能の充実・強化	優秀な人材の確保、育成	
上記措置を講ずる理由	<p>「すべての労働者が安心して働ける社会の実現」のため、①事業場における疾病予防を含めた労働者の健康確保への支援（産業保健・予防医療）、②疾病への適切な治療の提供（労災医療）、③円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援（職場復帰支援・両立支援）の各分野において、適切なサービスが提供可能な体制を構築し、労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰を一貫して実施する。</p> <p>併せて、労災病院においては、各病院の特性を活かしつつ、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な医療サービスを提供することにより、地域医療に貢献していく。</p>	<p>質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成について充実・強化を図る（大学への働きかけ、公募医師の活用、医療機器等の整備、研究体制の整備、看護師の養成、労務・福利の整備等）。</p>	

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構		府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営の効率化・財務内容の改善			
運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	厚生年金基金の見直し等	本部事務所の移転	個別病院単位での財務諸表の作成	国立病院機構との連携の推進
上記措置を講ずる理由	繰越欠損金の解消を図るため、厚生年金基金制度の見直しに関する法改正を踏まえ、国への代行返上及び新たな企業年金制度への移行を速やかに実現するとともに、更なる収入確保・支出削減対策に取り組む。	本部事務所の移転を図り、経費の削減を行う。	個別病院毎の財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、個別病院単位で財務諸表を作成し、ガバナンス機能の向上を図る。	両法人間の連携（医薬品や医療機器等の共同購入、治験の共同実施等）をより推進し、業務運営の効率化・財務内容の改善を図る。

V 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況（平成 25 年 8 月現在）

厚生労働省所管			
整理 番号	法人名 (注 1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置） (注 2)
1	労働者健康福祉機構 (19)	<ul style="list-style-type: none"> ● 個々の労災病院ごとに、次期中期目標期間の開始後 2 年程度を目途に、政策医療と地域医療事情及び経営状況等を総合的に検証し、結果の公表、必要な措置を実施。近隣に労災病院、国立病院等がある場合は、診療連携等の検討。次期中期目標期間終了時まで、病院配置の再編成を含む総合的な検討 	<p>① 個々の労災病院の政策医療に係る機能・地域医療事情、経営状況等について総合的検証を行い、個別病院ごとの医療提供体制等を明らかにするとともに、平成 24 年 3 月に、その検証結果を労働者健康福祉機構 HP で公表した。</p> <p>また、「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会報告書」（平成 24 年 2 月 15 日）を踏まえ、両法人間の連携（医薬品や医療機器の共同購入、治験の共同実施等）に取り組んだ。</p> <p>なお、上記報告書において、個別病院の再編は、地域医療の中での役割等を踏まえて慎重に検討すべきである旨の指摘を受けている。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ● 繰越欠損金の解消に向けた抜本的な改革を検討し、投資の効率化、人件費の削減その他の必要な措置を講ずることにより、平成 20 年度に収支相償させるとともに、平成 28 年度までを目途に繰越欠損金を解消する。 	<p>② 繰越欠損金の解消に向けて、計画的な収益確保、費用の縮減を図るため、上位施設基準の取得等による収入確保や、医療機器の共同購入等による費用の縮減に取り組んでいる。</p> <p>併せて、平成 22 年 7 月には平均 2.5%の俸給月額引下げとなる給与改定を実施し、平成 23 年 4 月から健康保険料の労使折半を実施するなど、人件費の抑制に取り組んでいる。</p> <p>さらに、平成 28 年度までを目途に繰越欠損金を解消するため、厚生年金基金制度の見直しに関する法改正を踏まえ、</p>

				国への代行返上及び新たな企業年金制度への移行を速やかに実現するとともに、更なる収入確保・支出削減対策に取り組むこととしている。
		● 労災疾病研究センターの研究体制について、診療実績や労災患者数、専門医等研究スタッフの配置状況等を勘案した集約化	①	平成 21 年度において、13 分野 19 テーマを選定し、各研究センターが有する臨床研究機能を維持しながら、管理部門を本部に集約化するなど、研究体制の見直しを行った。
		● 海外勤務健康管理センター等、労災リハビリテーション工学センター、労災リハビリテーション作業所業務の廃止	①	海外勤務健康管理センター、労災リハビリテーション工学センターについては、平成 21 年度末をもって廃止した。 労災リハビリテーション作業所については、在所者の退所先の確保を図りつつ、施設（平成 24 年度末：3 施設）の廃止に取り組み、平成 27 年度末までに全施設を廃止する。
		● 産業保健推進センター業務の集約化及び効率化	①	産業保健推進センターの統廃合（ブロック化）を段階的に進め集約化を図り、平成 24 年度末において、推進センター15 所、連絡事務所 32 所とした。 また、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業及び自発的健康診断受診支援助成金事業を平成 22 年度末で廃止した。
		● 労働安全衛生総合研究所との統合	③	「独立行政法人の抜本的な見直し」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）により、労働安全衛生総合研究所との統合は凍結となった。

（注 1）「法人名」欄における括弧書きの数字は、見直し実施年度を示す。

（注 2）措置状況には、具体的措置内容や措置時期を記載する。未措置の場合には、その理由を記載する。